



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年7月8日火曜日 第625号

◇ 目 次 ◇

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 539
- 道路の区域変更（県道金生三島線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 540

公 告

- 愛媛県次期旅費システム構築業務委託……………（行政経営課総務事務管理室）… 540
- 消防設備士法定講習会の実施……………（消防防災安全課）… 541
- 生産事業者講習会の開催……………（森林整備課）… 541

雑 報

- 令和7年度行政書士試験の実施……………（私学文書課）… 541

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ神拝店
西条市神拝字川田甲246番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年2月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,335平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
44台

イ 駐輪場の収容台数

15台

ウ 荷さばき施設の面積

87平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

7.2立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

令和7年6月25日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年7月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	金生三島線	四国中央市村松町字柳田縄651番1地先から 同町字柳田縄643番地先まで	旧	メートル 6.9~10.4	キロメートル 0.121	
		四国中央市村松町字柳田縄651番1から 同町字柳田縄643番まで	新	8.4~18.0	0.121	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- 件名
愛媛県次期旅費システム構築業務委託
- 委託業務名及び数量
愛媛県次期旅費システム構築業務委託 一式
- 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- 委託業務に係る成果品の納入場所
仕様書等による。
- 入札方法
ア 入札書に記載する入札金額は、本業務に係る全てを含む額とする。なお、詳細については、入札説明書等を参照すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 一般競争入札に参加する資格として、役務の提供等の営業品目「ソフトウェア開発」、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- 導入するシステムは、2団体以上（都道府県又は政令指定

都市の地方公共団体や独立行政法人等）に対して、導入実績を有するパッケージ製品を活用した旅費システムであること（1,000人以上の職員を対象とし、現在稼働中のシステムに限る。）。

- プライバシーマーク付与認定又はI S M S 認証等の個人情報保護に関する体制を整備していること。
- 競争入札参加資格審査申請書の受付期限日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県総務部総務管理局行政経営課
総務事務管理室旅費審査グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2774
- 入札書の受領期限
令和7年8月25日（月）午後2時まで
- 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページにて交付する。
交付期間は、令和7年7月8日（火）から同年7月15日（火）までとする。
- 開札の日時及び場所
令和7年8月25日（月）午後2時
愛媛県庁本館4階総務部・県民環境部会議室

4 その他

- 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
イ 受付期間
令和7年7月17日（木）までの執務時間中（令和7年7

月17日（木）午後5時15分必着）

(イ) 受付方法

原則郵便（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に基づき提案内容を記載した資料を提出すること。

(ア) 受付期間

令和7年8月18日（月）までの執務時間中（令和7年8月18日（月）午後5時15分必着）

(イ) 受付方法

原則郵便により3(1)に掲げる場所に提出すること。

(4) 入札の無効

2に定める資格を有しない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県会計規則第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: The construction of an Ehime prefectural travel expense system, 1 set

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 25 August 2025

(3) For further information, please contact: Travel Expense Review Group, General Affairs and Administration Office, Administrative Management Division, General Affairs and Administration Subdepartment, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2774

○公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和7年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和7年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
警 報 設 備	令和7年9月2日（火） 9時～17時	宇和島市天神町7-1 愛媛県南予地方局
避 難 設 備 消 火 器	令和7年9月4日（木） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合

警 報 設 備	令和7年9月5日（金） 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消 火 設 備	令和7年9月10日（水） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警 報 設 備	令和7年9月11日（木） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避 難 設 備 消 火 器	令和7年9月12日（金） 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室

2 受講申請書の提出期間

令和7年7月28日（月）から8月8日（金）まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

（一財）愛媛県消防設備協会、各市町（組合）消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、愛媛県管工事協同組合連合会各支部

※（一財）愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

（一財）愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、（一財）愛媛県消防設備協会において受け付けます。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

令和7年7月8日

愛媛県知事 中村時広

1 開催の日時

令和7年9月10日（水）9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生
愛媛県農林水産研究所 林業研究センター本館会議室

3 受講申込期限

令和7年9月5日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課、肱川流域林業振興課若しくは農林水産部森林局森林整備課

雑 報

○公 告

令和7年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

令和7年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望 月 達 史

1 試験期日

令和7年11月9日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し 必要な基礎知識 (出題数 14題)	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

(2) 試験の方法

- ① 試験は、筆記試験によって行います。
- ② 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。
※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 試験案内の掲載及び配布

- (1) 試験案内は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに掲載します。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

- (2) 試験案内及び受験願書の窓口での配布

- ① 配布期間：
令和7年7月22日（火）から令和7年8月18日（月）まで
- ② 配布場所：
別表に掲げる場所で行います。
- (3) 試験案内及び受験願書の郵送による配布とその請求方法
 - ① 配布の請求期間：
令和7年7月7日（月）から令和7年8月8日（金）必着
この期間内に、下記②の手続きにより請求があったものについて、7月22日（火）から郵送により配布します。
 - ② 請求方法：
返信用封筒（角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒に住所・氏名・郵便番号を記載し180円分の切手を貼付したもの）を、下記の宛先まで郵送してください。
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

- (1) インターネットによる受験申込み

- ① 受付期間：

令和7年7月22日（火）午前9時から令和7年8月25日（月）午後5時まで

この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。インターネットによる受験申込みは、8月25日（月）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなりますのでご注意ください。

※入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>

② 受験手数料の払込み

ア 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

イ 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

ウ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

- ① 受付期間：
令和7年7月22日（火）から令和7年8月18日（月）まで
- ② 受付場所：
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。
※8月18日（月）の消印があるものまで受け付けます。

③ 提出書類：

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

(3) 受験手数料 10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内をご覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験自体を実施しなかった場合などを除き、返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地

全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「インターネットによる受験申込み」又は「郵送による受験

申込み」)をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

※特例措置の手続については、試験案内をご覧ください。

ご相談受付期間：

令和7年7月7日(月)から令和7年8月18日(月)

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和8年1月28日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から午後5時15分まで
愛媛県東予地方局地域産業振興部総務県民課	西条市喜多川796-1	
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局地域産業振興部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時から午後5時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は配布を行いません。